

市民集会施設建築資金貸付要綱

平成24年 7月 6日
市民まちづくり局長決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域住民の福祉の向上に寄与するため、自治組織等が市民集会施設を新築又は購入する際の資金の融資あっせんについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民集会施設

特定地域の住民が主として当該地域の住民の集会を行うために自ら設置する施設をいう。ただし、まちづくりセンター等に併設する市民集会施設については、まちづくりセンター等と構造上区分されており、独立して集会施設としての用途に供することができるものをいう。

(2) 自治組織等

融資あっせん申請時において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2により市長の認可を受けた認可地縁団体である町内会、自治会等の自治組織をいう。

(資金の融資あっせん)

第3条 市長は、市民集会施設を新築又は購入する自治組織等に対して、必要な資金の融資をあっせんする。

(融資対象)

第4条 この要綱による融資の対象となる者は、借入金の返済能力があると認められ、かつ、市民集会施設を新築又は購入する自治組織等とする。

2 この要綱により融資を受けて建築又は購入する市民集会施設は、原則として次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) 市民集会施設建築費補助金交付要綱（昭和56年市民局長決裁）又はまちづくりセンター併設型市民集会施設建築費補助金交付要綱（平成21年市民まちづくり局長決裁）（以下「両補助金交付要綱」という。）による補助金の補助要件を満たす施設であり、かつ、当該補助金の交付を受けること。

- (2) 市民集会施設の建設用地を所有していること。ただし、札幌市からの借地の場合はこの限りではない。
- (3) 融資を受けた年度内にしゅん工し、第 11 条に定める工事完了届（様式 8）を提出できること。
- (4) その他、特に市長が認めたもの。

（取扱金融機関）

第 5 条 融資の取扱金融機関は、株式会社北海道銀行とする。

（融資の条件）

第 6 条 融資の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 融資限度額

両補助金交付要綱別表 1 により算出された市民集会施設の建築に係る経費の 2 分の 1 に相当する額（算定した額に 1 万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が 18,000 千円を超える場合は、18,000 千円とする。

(2) 融資利率

融資実行時における長期プライムレートと同じ率とする。ただし、長期プライムレートが年利 3.0% を超えるときの融資利率は、年利 3.0% の固定とする。

(3) 償還期間

15 年以内（1 年以内の据置期間を含む。）とする。

(4) 返済方法

元金均等の割賦返済とする。

(5) 担保及び保証人

融資に係る市民集会施設及び当該建設用地を担保とし、会長及び会長以外の役員の 1 名以上を保証人とする。ただし、当該建設用地が札幌市からの借地である場合は、市民集会施設のみを担保とする。

（融資あっせん仮申込み）

第 7 条 融資あっせんを受けようとする自治組織等は、融資あっせん申請に先立ち、市民集会施設建築資金融資あっせん仮申込書（様式 1。以下「仮申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 仮申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 融資返済計画書（様式2）
- (2) 決算書（直近3年分）
- (3) 工事費見積明細書
- (4) 設計図書
- (5) 土地登記事項証明書等（新築）
- (6) 家屋等登記事項証明書等（購入）
- (7) 建物の売買に関する予約書（購入）
- (8) 付近見取図

3 市長は、仮申込書の提出を受けたときは、当該仮申込書の内容を確認し、妥当と認める場合は、仮申込書の写しを自治組織等に交付するものとする。

4 前項の仮申込書の写しの交付を受けた自治組織等は、取扱金融機関にこれを提出し、当該金融機関の確認を受けなければならない。

5 自治組織等は、前項の確認に際し、当該金融機関からの資料等の要求があった場合は、これに応じなければならない。

6 当該金融機関は、第4項の確認を速やかに行い、仮申込書の確認の結果について、区長に連絡しなければならない。

（融資のあっせんの申請）

第8条 前条の規定により金融機関の確認を受けた自治組織等は、市民集会施設を新築するための工事契約又は購入するための売買契約の締結前に、市民集会施設建築資金融資あっせん申請書（様式3。以下「融資あっせん申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の融資あっせん申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式4）
- (2) 総会においてこの要綱による融資あっせんを受け、市民集会施設を新築又は購入することを決定した際の議事録及び議案書
- (3) 認可地縁団体証明
- (4) 認可地縁団体の規約
- (5) 認可地縁団体印鑑登録証明書
- (6) 役員名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

(融資の決定)

第9条 市長は、前条の規定により融資あっせん申請書の提出を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適格と認めるときは、市民集会施設建築資金融資あっせん書（様式5。以下「融資あっせん書」という。）を取扱金融機関に送付するものとする。

2 取扱金融機関は、融資あっせん書の送付を受けたときは、速やかに融資の可否を決定し、その旨を当該自治組織等に報告するものとする。

3 取扱金融機関は、融資を行ったときは市民集会施設建築資金融資実行報告書（様式6）により市長に報告しなければならない。

(償還状況の報告)

第10条 取扱金融機関は、前条第2項及び第3項の報告のほかに、毎年3月10日までに、当該年度の償還状況を市長に報告しなければならない。

(融資事業着手・完了の報告)

第11条 この要綱により融資の決定を受けた自治組織等は、当該融資に係る建築工事に着手した場合は工事着手届（様式7）を、建築工事が完了したときは工事完了届（様式8）を、それぞれ当該事実を確認できる書類を添付し速やかに市長に報告しなければならない。

2 自治組織等は、取扱金融機関から第9条第2項に定める融資の決定を受ける前に、市民集会施設の建築に係る工事の契約及び着手をしてはならない。

(用途変更及び処分の制限)

第12条 この要綱により融資を受けた自治組織等は、貸付金の償還前において、当該融資に係る市民集会施設について、融資の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならないものとする。

(取消し等)

第13条 市長は、この要綱により融資を受けた自治組織等が次の各号のいずれかに該当するときは、融資あっせんの決定を取り消し、又は当該決定に係る額を減額することができる。

- (1) 融資目的に反した行為があったとき。
- (2) 不正な行為により融資を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により融資あっせんの決定を取り消し、又は当該決定に係る額

を減額したときは、取扱金融機関をして既に行われている融資に係る貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

（事業実施の調査等）

第14条 市長は、この要綱により融資を受けた自治組織等に対し、当該融資に係る市民集会施設の状況について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（書類の経由）

第15条 自治組織等がこの要綱の規定により市長に書類を提出するときは、当該自治組織等が所在する区の区長を経由しなければならない。

（委 任）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 まちづくりセンター併設型市民集会施設建築資金貸付要綱（平成24年2月24日市民まちづくり局長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。